

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|--|--|
| <p>1. 労使交渉について 勤務労働条件に係わる変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上実施すること。</p> | <p>1. 勤務労働条件に係わる変更に関しては地方公務員法の趣旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p> |
| <p>2. 人員について (1) 多様な雇用形態を導入するにあたり、非常勤職員に不利益が生じないようにすること。 (2) 調理現場については、安定した職場にするためにも正規職員を採用すること。</p> | <p>2. (1)(2) 雇用形態を含めた業務についての検討を行っている。また、不利益については生じないように検討していく。</p> |
| <p>3. 賃金改善について 保育職場の現状を踏まえ、全職種の賃金を上げること。</p> | <p>3. 近隣市の状況を確認しながら検討しているところである。</p> |
| <p>4. 制度改善について 新たに付与される病気休暇（特別休暇）に関しての手続き方法は、学校保健安全法施行規則による感染症の手続きと同等の取扱いとすること。</p> | <p>4. 保育園で勤務する非常勤職員の病気休暇については、対象とする病気を拡大する取扱いとしていることから、取得の手続きについては従来 of 感染症と同様とする。</p> |